

あなたの住居は大丈夫？
無料耐震診断を受け付け中

昭和56年5月31日以前に着工された旧基準の木造住宅を対象に、すでに無料耐震診断の申し込みを受けた人については、順次、実施しています。まだ申し込みをしていない建物所有者で、専門家による無料耐震診断を希望する人は、7月31日(木)までに建築課へ申請してください。

申請書(簡易耐震診断票)は、同課と各地区公民館にあります。また、市ホームページの建築課のページにも掲載しています。昨年の本紙8月1日号とともに全戸配布したリーフレット(左のもの)でも申請できます。



■改修費の補助制度のご利用を
耐震診断の結果が07未満の建物を、総合判定10以上になるように改修する場合には、その改修費を補助する制度(上限60万円)があります。ぜひご利用ください。

問い合わせ▼建築課

介護 保険

65歳以上の皆さんに介護保険料納入通知書を送ります
介護保険制度にご理解とご協力を

65歳以上の人(第1号被保険者)の平成15年度介護保険料が決まります。確定した保険料を今月中旬にお知らせします。

■介護保険料の決め方

第1号被保険者の保険料は、前年の所得によって決まります。本市では、左表のとおり5段階に設定しています。なお、保険料の納付方法は、受け取る年金の種類と額によって次の2種類に分かれます。

段階	所得状況	15年度保険料年額(計算方法)
第1段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税	16,200円(基準額×0.5)
第2段階	市民税世帯非課税	24,300円(基準額×0.75)
第3段階	市民税本人非課税	32,400円(基準額)
第4段階	市民税課税(本人合計所得金額が200万円未満)	40,500円(基準額×1.25)
第5段階	市民税課税(本人合計所得金額が200万円以上)	48,600円(基準額×1.5)

※今年度から、第4段階と第5段階の境界となる所得金額(基準所得金額)が250万円から200万円に変更になりました。

老齢年金・退職年金が年額18万円以上の人▼①特別徴収
老齢年金・退職年金が年額18万円未満の人▼②普通徴収

①特別徴収の場合

2か月ごとに支払われる年金から2か月分の保険料が天引きされます。老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされません。

4・6・8月分は、仮徴収通知書でお知らせしましたが、保険料が確定しますので、今月中旬に1年間分(4月〜来年2月分)の確定保険料と10月以降分の天引きされる額をお知らせします。

なお、10月から特別徴収になる人は、4月から9月までの6か月分の保険料を7・8・9月の3回に分けて納付書または口座振替で納めます。年度途中で65歳になった人や本市へ転入してきた人は、年金からの天引きができないため、普通徴収になります。なお、翌年度の10月からは特別徴収に切り替わります。

②普通徴収の場合

普通徴収の人は、今月から平成15年度分の納付が始まります。納期は7月から来年2月までの毎月で、納

付書または口座振替で納めます。今月中旬に納付書または口座振替通知書をお送りします。

普通徴収の人には、口座振替が便利です。預金通帳と印鑑(通帳の届け出印)を持って、市内金融機関、郵便局、または高齢福祉課へお申し込みください。

保険料第3段階(年額32,400円)を例にすると

①特別徴収での納付額 <単位:円>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
額	5,400		5,400		5,400		5,400		5,400		5,400	

※保険料段階が前年度と同じ場合です。

②普通徴収での納付額 <単位:円>

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
額				4,400	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000

※100円未満の端数額は7月分で調整します。

問い合わせ▼高齢福祉課

健康

さあ、夏本番！プールへ行こう!!
室内プールで楽しく健康づくりを

本市は、2つの屋内プールを持っています。利用目的に応じて上手に使い分け、楽しみながら健康づくりをしましょう。

■マーメイドパレス(和泉町)

流水プール・造波プール、ウォータースライダーなど楽しみがいっぱいです。9月下旬まで屋外プールも開放しています。楽しく水遊びをしながら、健康づくりができます。

■スポーツセンター(新田町)

25m公認プールは水泳に最適。夏休み期間中は、水深60cmの子どもの向けコースを設けます。親子や友達同士で楽しく水泳の練習ができます。

●利用時間 平日↓午後1時〜8時
土・日曜日、祝日、夏休み期間(7月21日〜8月31日)↓午前10時〜午後8時

●休館日 月曜日(祝日を除く)
※マーメイドパレスについては、祝日の翌日も休館し、夏休み期間中は無休で営業。

●利用料金 大人500円、中学生以下200円

●注意事項 ①おむつが一時的にも必要な乳幼児は入場できません ②小学3年生以下の児童には18歳以上



▼マーメイドパレス

▲スポーツセンター

問い合わせ▼
マーメイドパレス/☎(92)7351
スポーツセンター/☎(76)3545

募集

日ごろ培った力量を最高の舞台上で披露
市民芸術祭の作品・参加団体募集

第44回市民芸術祭を10月24日(金)から11月30日(日)にかけて開催します。それに伴い、美術・文芸・芸能・技芸などの分野の作品や参加団体を募集します。



■第60回安美展

公募展です。出品申し込みは、10月18日(土)から31日(金)までです。詳細は、後日お知らせします。

●とき 11月19日(水)〜30日(日)
●ところ (仮称)市民ギャラリー
●部門 日本画、洋画、書、写真、工芸・彫塑の5部門

問い合わせ▼文化芸術課
(歴史博物館内)
☎(77)6655

■第15回市民文芸まつり

発表大会を11月8日(土)に文化センターで行います。
●対象 市内在住・在勤・在学の人
または安城文化協会会員

●募集部門 一般(高校生を含む)
▼短歌の部↓2首以内 俳句の部↓3句以内 小中学生▼短歌の部↓1

首以内 俳句の部↓2句以内 ※いずれも雑誌自作で未発表作品に限る。
●申し込み はがきの表面に部門・郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・筆名(ふりがな)・電話番号・性別・年齢を、裏面に作品のみを縦書きで正確に大きく記入し、7月31日(木)(当日消印有効)までに生涯学習課「市民文芸まつり係」(〒446-0004 1安城市桜町17-11)へ ※応募規定に違反した場合は失格となります。

■第36回市民芸能まつり

●とき 10月26日(日)・11月2日(日)
●ところ 文化センターマツパホール
●部門 民謡・舞踊・詩吟・箏曲・民謡・バレエなど

■文芸・技芸・趣味の集い

●とき 10月24日(金)〜26日(日)
●ところ 市民会館・文化センター
●部門 美術・芸能を除く部門
●申し込み 7月6日(日)までに生涯学習課へ

問い合わせ▼生涯学習課
(文化センター内)
☎(76)1515

福祉

地域社会が「丸」になって明るい社会づくりを
第53回社会を明るくする運動 7月1日～31日

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

本市でも、保護司や更生保護女性会、警察署、教育委員会などの関係機関が協力し、期間中、街頭での広報活動や町内会単位でのミニ集会の開催など様々な行事を行います。

■運動街頭広報キャンペーン

- とき 7月1日(火)午前10時～午後5時
- ところ 市内スーパー、駅など
- 参加者 保護司、更生保護女性会会員



- 講演会 ※入場自由
- とき 7月23日(火)午後1時
- ところ 市教育センター大研修室
- 講師/演題 小島雅道氏(圓福寺住職) / 捨てるもの、残すもの

■協力雇用主の登録を

更生保護対象の人たちが働き場所に困っていることから、今年も、理解のある雇用主さん(協力雇用主)へのお願いを重点目標としています。ぜひ、犯罪や非行歴のある人たちを差別しないで雇っていただくよう、ご協力をお願いします。

なお、現在、14事業所が協力事業主として登録しています。

■今年の運動標語

「やめなよ」と「言える勇気が思いやり」

今年の運動に先立ち、同運動安城市実行委員会が5月に募集した標語と作文の入賞作品が決まりました。標語には、1712人から3000点の応募があり、安城北中学校1年の菅沼孝文さんの作品(右記の標語)が最優秀賞に選ばれたほか、8人の皆さんが入賞しました。また、作文には12点の応募があり、3人の皆さんが入賞しました。

「入賞した皆さん」(敬称略)

- 標語 優秀賞▶加藤優紀(今池小6年)、後藤亮史(北中1年) 入選▶黒江美紀(今池町)、角谷美佳(中部小3年)、田島拓弥(南部小2年)、柴田真帆(西中2年)、河合晃(二本木小1年)、吉川理子(桜町小6年)
- 作文 優秀賞▶内藤麻友(南部小6年) 入選▶内藤瑞穂(南部小6年)、橋本望希(篠目中1年)

◆保護司とは?

法務大臣から委嘱された、地域の実情や習慣をよく理解しているボランティアです。罪を犯した人や更生しようとしている人の生活目標や指針を定めることを通して、更生のお手伝いをしています。

◆更生保護女性会とは?

女性として、また、母親として青少年の健全育成に努め、非行防止、地域の犯罪予防と非行少年や罪を犯した人たちの更生保護活動に協力する団体です。また、若いお母さんなどを対象に講座を開催し、子育て支援の活動にも力を注いでいます。

問い合わせ▼障害援護課

障害者の家庭に無料でIT講師を派遣します

移動が困難などの理由で、公民館などで開催しているIT講座に参加できない障害がある皆さんを対象に在宅障害者IT講師派遣事業を始めました。インターネットやEメールの利用などによる社会参加と自立を支援します。

- 対象 障害に基づく理由で市が実施するIT講座を受けることができない身体障害者手帳を所持している人、または知的障害のため市が実施するIT講座では受講の効果十分でない療育手帳を所持している人で、いずれも受講によって社会参加の促進が見込まれる人 ※昨年度に受講した人は、申し込みができません。
- 定員 15人(先着順)
- 内容 パソコンの習熟度に応じたカリキュラムによる10単位分(1単位60分)の講習
- 受講料 無料 ※パソコンなどの機器、通信料などの費用は、受講者負担になります。
- その他 在宅の上肢機能障害による身体障害者手帳2級以上、または上肢機能障害と言語機能障害の合併による同2級以上の障害がある人には、条件に応じパソコン本体の給付が受けられる制度もあります

問い合わせ▼障害援護課

募集

作野区画整理事業の宅地(保留地)を公開抽せんで見積します

安城作野土地地区画整理事業の宅地(保留地)11区画を公開抽せんで見積します。申込用紙と詳細資料は、区画整理1課(北庁舎3階)でお渡しします。なお、詳細は市ホームページでもご覧いただけます。

- 受付期間 7月15日(火)～25日(金) (土・日曜日、祝日を除く) 午前9時～午後5時

受付場所

区画整理1課

●対象 5年以内に建物を建築できる人 ※申し込みできない人もいますので、詳しくは同課にお尋ねください。

- 公開抽せん 7月31日(木)午前10時～市役所第23会議室(北庁舎7階)

問い合わせ▼区画整理1課

Good Manner Campaign

安城からグッドマナーを全国に!

⑩ 社会を明るくするのは家族の愛情

最近、犯罪の低年齢化がますます進んでいます。恐ろしい凶悪な犯罪も増えていますが、万引きやひったくり、恐喝なども日常茶飯事となっています。すぐにキレる、社会のルールを守らない、ゲーム感覚で罪を犯す子どもたち。何が子どもたちをそうさせるのでしょうか。

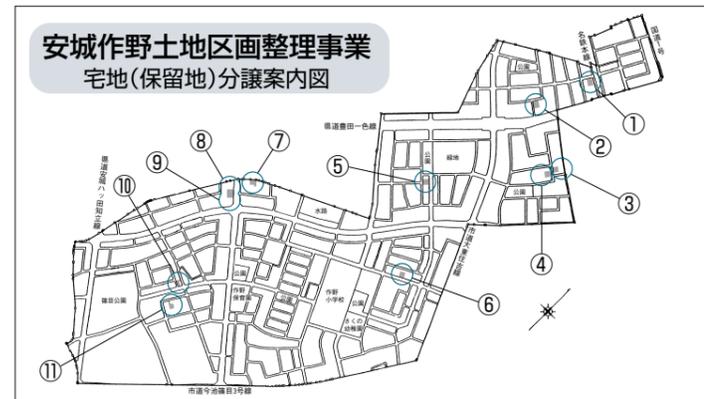
世の中が悪いから...、政府が不況を解消してくれないから...、行政が子どもに安心して安全に遊べる環境を与えてくれないから...、学校がわかりやすい授業をしてくれないから...、いじめを防いでくれないから...、でしようか。すべてが社会のせい、他人のせいなのでしょうか。

確かに生活や社会の環境が犯罪の発生と密接な関係にあり、それぞれに果たすべき大きな責任があることは間違いありません。しかし、子どもの人格形成に最も重要な役割を果たすのは「家庭」です。そして、社会性や協調性を養うのに大切な「しつけ」は、学校で習うものでも地域や行政が指導するものでもなく、家庭で身に付けるものです。悪いことを悪いとはつきり



子どもは、あなたの行動を見て育ちます

教えたり、他人に迷惑となる行為はしないと教えることは、家族としての当たり前の務めです。喫煙や飲酒などを黙認したり、子どもの手本となるべき親が悪い手本を示したりすると、悪いことを悪いと判断できなくなってしまう。生まれつき犯罪者の資質を持った人間などいないはず。成長の過程で、いつしか間違った考えが子どもたちに伝わってしまうのです。家族が愛情を持って接すれば、子どもたちを間違った方向へ導くことはありません。7月は社会を明るくする運動の強調月間です。子どもたちを、家族の愛情で尊敬を持った人間に育てましょう。



No.	仮換地番号 街区	画地	面積	分譲価格	用途地域
①	11	1	226.00㎡	2639万6000円	第1種住居
②	17	4	283.07㎡	3798万7000円	準住居
③	27	10	167.21㎡	2334万2000円	第1種中高層住居専用
④	29	13	178.67㎡	2445万9000円	第1種中高層住居専用
⑤	49	2	293.77㎡	3954万1000円	第1種低層住居専用
⑥	63	13	132.24㎡	1852万6000円	第1種低層住居専用
⑦	84	2	325.68㎡	3400万0000円	第1種中高層住居専用
⑧	121	5	183.35㎡	2521万0000円	第2種中高層住居専用
⑨	121	12	178.95㎡	2460万5000円	第2種中高層住居専用
⑩	137	9	310.00㎡	3596万0000円	第1種中高層住居専用
⑪	145	12	258.49㎡	2535万7000円	準工業